

警報等にかかわる臨時休業等の扱いについて

—令和3年4月1日改正—

1 警報等が発表された時の対応について

- (1) 午前6時に、「呉市」又は「居住する市町」に
- A ……「大雨警報」と「洪水警報」の両方
 - B ……「暴風警報」(暴風雪警報も含む)
 - C ……「警戒レベル4」又は「警戒レベル5」
 - D ……「特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)」のうち一つ
- のいずれかが発表されている場合は、自宅待機とする。
- ※「大雨警報」「洪水警報」が片方だけ発表されている場合はAに該当しない。
- ※なお、「呉市」にDが発表された場合は、終日臨時休業とする。
- (2) 午前6時以降の登校中に、A～Dのいずれかが発表された場合は、次の①～③のうち、最適と思われる方法を各自が選択する。
- ①そのまま登校する。
 - ②帰宅する。
 - ③安全な場所に避難する。
- (3) 午前11時の時点で、引き続き「呉市」にA～Cのいずれかが発表されている場合は、臨時休業とする。
- (4) 午前11時までにA～Cのすべてが解除されれば、安全に注意して13時20分までに登校する。
- ※Aについては、警報が一つ以下になった場合は解除されたとみなす。
- ※「呉市」でA～Cがすべて解除されても、「居住する市町」にA～Cのいずれかが発表されている場合はその生徒を特別欠席とする。

2 交通遮断している場合

- 警報にかかわらず、交通遮断(通常利用している交通機関が1時間以上待っても運行する見込みがない場合)で登校できない場合は、その旨を学校へ連絡し、自宅待機する。この場合は特別欠課とする。
- 午前11時の段階で引き続き運転再開されない場合は、その旨を学校へ連絡する。この場合は特別欠席とする。
- 午前11時までに運転再開された場合は午後の授業から登校する。

3 その他

- 上記の1や2に当てはまらない場合でも、家を出る時点で登校することが危険であると判断される場合は、その旨を保護者から学校へ連絡し自宅待機する。この場合は特別欠課とする。
- 午前11時の段階で引き続き危険であると判断される場合は、その旨を学校へ連絡する。この場合は特別欠席とする。
- 午前11時の段階で登校できると判断された場合は、午後の授業から登校する。
- 登校後に警報・特別警報が発表された場合は、生徒の安全確保を最優先とした対応を取る。
- 状況に応じて学校長が判断する。

※緊急連絡は「Classi」及び「公立学校メール」で行います。本校学校ホームページの「緊急連絡へ」にも掲載します。